

令和7年4月1日から

入院時の食費の負担額が変わり、
新たに食材費の負担が追加されます

令和7年4月1日から、入院時の食事代について
健康保険法等の規定に基づき、食事負担額が変更になります。
新たに食材費相当額のご負担をいただくこととなりました。

〔入院時1食あたりの負担額〕

区分		令和7年 3月31日まで	令和7年 4月1日から
①	一般の方	490円	510円
②	住民税非課税 の世帯に属する方 (適用区分II)	230円 ※90日以降180円	240円 ※90日以降190円
③	②のうち、所得が 一定基準に 満たない方 (適用区分I)	110円	110円

※ ②、③に該当する方は、加入されている医療保険の保険者が発行する減額認定証を
被保険者証等に添えて医療機関の窓口に提出してください。

詳しくは、現在加入されている医療保険の保険者（健康保険組合、
全国健康保険協会、市町村（国民健康保険、後期高齢者医療制度）、
国民健康保険組合、共済組合）までお問い合わせください。